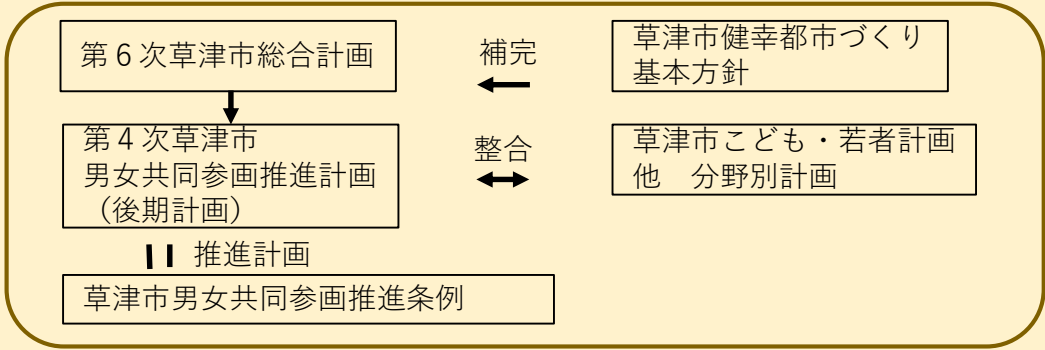


第 4 次後期計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 「草津市男女共同参画推進条例」に基づき、市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまちを実現するため、第 4 次男女共同参画推進計画の中間年度にあたり、社会状況等の変化や課題等を踏まえ、今後 5 年間の目指すべき方向や取り組むべき施策等について定める後期計画を策定します。
- 2 計画の位置づけ
- 国の第 6 次男女共同参画基本計画および県のパートナーしがプラン2030を参酌し、第 6 次草津市総合計画を踏まえるとともに、市の関連計画との整合を保ちます。
- ①「草津市男女共同参画推進条例」に基づく推進計画
- ②「第6次草津市総合計画」における「男女共同参画」の分野の基本的な計画
- ③「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- ④「配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村基本計画
- ⑤「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村推進計画
- ⑥「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に規定する市町村推進計画を追記
- 3 計画期間（後期）
- 令和 8 年度から令和 1 2 年度（5 年間） ※第 4 次計画は令和 3 年度から令和 1 2 年度

社会状況等	○高齢化率の上昇 ○女性の就業率の上昇 ○家事、育児、介護等と仕事の両立困難、女性への負担の偏り ○根強い固定的な性別役割分担意識の存在
【法改正】	・政治分野における男女共同参画推進法が令和 3 年 6 月に改正 ・育児・介護休業法が令和 7 年 4 月から改正（一部、令和 6 年 5 月、令和 7 年 1 0 月から） ・女性活躍推進法が 1 0 年間延長（令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで） ・LGBT理解増進法が令和 5 年 6 月から施行 ・困難女性支援法が令和 6 年 4 月から施行
【市の取り組み】	・草津市パートナーシップ宣誓制度を令和 6 年 4 月から開始



目標	第 4 次草津市男女共同参画推進計画の目標ごとの評価と課題	「男女共同参画についてのアンケート」調査結果からの現状と課題（令和 6 年度調査実施）	第 4 次後期計画に向けた目標ごとの主要課題
①男女共同参画の意識づくり	○学校教育において男女共同参画や人権教育を進めてきたが、性の多様性も含め教材の工夫等が必要です。 ○中学生の職業体験を実施してきたが、小学校段階からイメージできるよう職業講話を充実させる必要があります。 ○教職員の男女共同参画やハラスメントの意識を高め、組織全体の文化や風土を変える必要があります。	①男女共同参画について ○固定的な性別役割分担意識に肯定的な人の割合が5年前から減少し意識の改善がみられたが、政治等の分野等で「男性が優遇されている」と思う人の割合が高く、継続した意識啓発が必要です。 ○草津市男女共同参画推進条例の認知度をさらに上げる必要があります。	○固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画について幅広い世代に対する意識啓発を継続して行う必要があります。 ○教職員の男女共同参画やハラスメントの意識を高める必要があります。
②男女がともに自立して生きるための条件づくり	○ワーク・ライフ・バランスについて継続した取り組みが必要です。 ○男性の育休取得促進や家庭生活への参画・啓発に加え、保育所や児童クラブ等の子育て支援施設の整備やサービスの充実を今後も継続して図る必要があります。 ○高齢福祉および障害福祉サービスの充実やさらなる周知・啓発が必要です。	②仕事について ○女性が仕事を続けるために、男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担することや、女性が働くことに家族や周囲の理解があること、職場の育児・介護休業制度の整備や利用しやすい職場環境が必要と考える人が多く、意識啓発や社会機運の醸成が必要です。 ③ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について ○生活の中で約6割の人が「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の複数を優先したいと考えているが、現実にはできていると考える人は5年前から減少しています。特に男性において希望と現実の差が大きくなっています。	○休暇・休業等の制度を利用しやすい職場環境づくりや啓発等に継続して取り組む必要があります。 ○子育て支援、高齢者福祉サービス、障害者福祉サービス等の充実や啓発が必要です。
③男女がともに安心して暮らせる環境づくり	○困難な問題を抱える方に対する相談・支援について、引き続き関係機関と連携を深めていく必要があります。 ○性を理解・尊重するための教育や検診の受診勧奨等、性を踏まえた健康づくりの支援が必要です。 ○性暴力等の防止や性の多様性を踏まえた啓発を今後も継続して取り組む必要があります。	④男女間の暴力やハラスメントなどについて ○DV被害経験のある人のうち、約 3 割の人がどこにも相談しなかったことがわかりました。 ○セクシャリティを理由とした困難な問題や経験の見聞きに対し、「気軽に相談出来る窓口」を求める声が多くなっています。 ○草津市男女共同参画センター相談窓口の認知度は、5 年前より増加したものの、相談窓口の周知が更に必要です。	○関係機関と連携して相談・支援を継続して実施するとともに、相談窓口の周知が必要です。 ○性を理解・尊重するための教育や啓発、性を踏まえた健康づくりの支援が継続して必要です。
④男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり	○地域活動等における男女共同参画の促進や男性の家庭生活への参画促進等の意識啓発、女性の就業・起業支援や、市の審議会等への女性の参画推進などの女性活躍の取り組みを今後も継続していく必要があります。 ○男女共同参画の拠点として、男女共同参画センターの認知度をさらに高める必要があります。	⑤市の施策・男女共同参画センターについて ○男女共同参画センターの機能として「自己啓発など実践的な学習会」「子育て中、介護中の女性や男性などの交流の場」等を求める声が多くなっています。	○地域における女性の参画促進や、男性の家庭生活への参画促進に取り組む必要があります。 ○女性の活躍の場を拡げるため、女性の就業や起業等を支援する取組を継続して行う必要があります。

【基本理念】 条例の基本理念 8 項目を引き継ぎます。
①男女の人権の尊重 ②社会の制度や慣行の見直し ③方針立案や決定への参画機会の確保 ④家庭生活と社会生活の両立 ⑤家族の構成の多様性の尊重 ⑥生涯にわたる健康な生活の営み
⑦セクハラとDVの根絶⑧国際社会の取組との同調
【目指す方向】 第4次草津市男女共同参画推進計画の「男女（誰も）がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち 草津」を引き継ぎます。

施策体系

目標	基本方針	施策	数値目標の項目
1 男女共同参画の意識づくり	(1) 意識啓発の推進	1 広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発 2 講演会や講座等の開催による学習機会の提供 3 男女共同参画に関する情報の収集・提供 4 男女共同参画の視点による表現媒体の点検	①草津市男女共同参画推進条例の浸透割合 ②「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合 ③男女共同参画に関する研修等の開催回数および参加者数 ④教職員における男女共同参画およびハラスメントに関する研修の参加者数および参加率
	(2) 教育の充実	5 男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実 6 性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善 7 教職員における男女共同参画に関する意識の醸成	
2 男女がともに自立して生きるための条件づくり	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	8 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、育児・介護休業等の取得の促進	⑤25～44歳における女性の就業率 ⑥女性の正社員率（家族従業員や自営業を除く） ⑦滋賀県女性活躍推進起業に認証（一つ星以上）されている市内事業所の数 ⑧待機児童数（4月1日時点）
	(4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実	9 子育て支援の充実 10 ひとり親家庭への支援 11 高齢・障害者家庭への支援	
3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	(5) さまざまな課題・困難を抱える人々への支援	12 相談支援の充実 13 DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援 14 関係窓口・機関との連携強化	⑨「男女共同参画相談」および「DV相談」の相談（対応）件数 ⑩男女共同参画センターの「男女共同参画相談窓口」を知っている人の割合 ⑪DVの対処法として「どこにも相談しなかった」人の割合 ⑫市の乳がんの検診受診率（40歳以上） ⑬市の子宮頸がんの検診受診率（20歳以上）
	(6) 性と健康の尊重	15 性を理解・尊重するための教育、啓発 16 性を踏まえた健康づくりの支援 17 性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談 18 性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり	
4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり	(7) 男女共同参画の地域づくり	19 コミュニティ活動における男女共同参画の促進 20 地域防災における男女共同参画の推進 21 草津市立男女共同参画センターの運営	⑭男女の不平等感について「社会通念・習慣・しきたりなど」で平等であると考える市民の割合（「平等」と回された割合） ⑮女性の代表または副代表のいる町内会、行連区の割合 ⑯平日の家事に関する生活時間の男女の差（平日の家事に要する平均時間） ⑰男性の家事・育児・介護への参画促進研修や講座の開催回数及び参加者数 ⑱市全体の審議会等における女性委員の割合
	(8) 男性の家庭生活の参画促進	22 男性の家事、育児、介護等への参画促進	
	(9) 女性の活躍促進	23 女性の活躍推進に向けた機運の醸成 24 女性の職業能力の開発と就業のための支援 25 市民活動団体および女性リーダーの育成 26 政策・方針決定の場への女性の参画促進	